

外国証券の取引等に関するワーキング・グループ

平成 28 年 9 月 1 日 (木)

日本証券業協会 第1会議室

議 案

1. 外国証券の決済期間の短縮化(T+2化)について
2. その他

以 上

## ○ 「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」 (関係箇所抜粋)

### ➤ 対応方針

顧客へのわかりやすさ（各商品の決済期間が同じであること）及び顧客の利便性（商品間の乗換売買時の利便性等）並びに海外の主要市場におけるT+2化の対象範囲等を踏まえ、現在、我が国でT+3で決済されている国債のリテール取引、一般債及び外国証券についても、国内上場株式等と同様にT+2化を目指すべきとした。なお、T+2移行日以後は原則としてT+2決済が望ましいものの、現在においても決済日について一律的なルール化はされていないことから、引き続き取引当事者間で受渡日を設定できることとし、一律的なルール化は図られるべきではないこととした。

### ➤ 実施時期

顧客へのわかりやすさ及び顧客の利便性の観点等から、国内上場株式等のT+2化の実施と同じタイミングでT+2へ移行する方向で検討を進めることとするが、具体的な実施時期は、今後、日本証券業協会等の関連会議体における必要な検討も踏まえて、決定することとした。

### ➤ 移行に係る必要な手当て、移行日の周知方法（外国証券）

日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」において「外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とする」旨と規定されており、本規定について同協会の関連会議体において改正及び改正施行日を検討の上、その改正内容について必要な周知を図ることとした。

# 資料 1 - 1

## 外国証券の決済期間の短縮化（T+2化）に関するアンケート取りまとめ（概要）

平成 28 年 9 月 1 日

本協会では、平成 28 年 7 月 12 日から同月 29 日までの間、「外国証券の決済期間の短縮化（T+2化）に関するアンケート」を行い、95 社から回答が寄せられました。その概要を、以下のとおり取りまとめました。

項番	アンケート	回答の概要
Q 1	<p><b>【現在の受渡期日について】</b></p> <p>現在、現地決済期間の相違や時差に起因して、受渡期日を約定日（注）から起算して 4 営業日目（T+3）以外としている場合、決済期間毎にその国・地域を具体的に御回答ください。</p> <p>（注）外国取引（外国証券の売買注文を外国の金融商品市場への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引等）に関する約定日は、協会員が執行地の取引注文の成立を確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）。【「外国証券の取引に関する規則」第 3 条第 6 項第 1 号】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・選択肢の「T+1 以下」から「T+5」のいずれにも「該当無し」との回答が多数寄せられており、原則として「T+3」で決済しているという会社が 72 社（75.8%）を占めている。「T+2」で受渡しを行っている国・地域の具体例としては、複数社から香港が挙げられた。</li><li>・また、「受渡期日は顧客からのニーズにより決定している」との回答も複数社から挙げられた。</li><li>・なお、外債の店頭取引については、「T+1 以下」～「T+5 以上」と会社によって受渡期日は様々であった。</li></ul>
Q 2	<p><b>【システム対応等について】</b></p> <p>外国証券の T+2 化にあたり、どのようなシステム改修や社内事務フローの変更が必要ですか。これらに対応を要する期間とあわせて御回</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・システム改修として「注文・約定処理における国内受渡日の設定」「分別管理」「（特定口座における）損益通算」といったシステムの変更が必要になるという回答が寄せられ、社内事務フローの変更として「社内関係部署や顧客への周知（約款差替え対応含む）」が必要との回答が寄せられた。なお、「特段必要ない」「現時点</li></ul>

	<p>答ください。</p>	<p>では未定」との回答も一定程度寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応期間として、最短では「1日」といった回答がある一方で、「2年程度」という回答もあったが、「半年～1年程度」といった回答が多かった。</li> </ul>
Q 3	<p><b>【実施時期について①】</b></p> <p>外国証券のT+2化の実施時期（受渡期日を規定している外国証券規則及び外証約款の改正に係る施行日）は、以下の①～④のいずれが適切と考えますか。理由と合わせて御回答ください。</p> <p>選択肢：</p> <p>① 国内上場株式等のT+2化実施時（2019年の4月又は5月の連休明け）に合わせる。</p> <p>② アメリカのT+2化実施時（2017年第3クォーターを予定）に合わせる。</p> <p>③ 国内上場株式等のT+2化実施時以降（具体的な時期を記載してください。）。</p> <p>④ その他（具体的な時期を記載してください。）</p>	<p>① 72社（75.8%）</p> <p>② 6社（6.3%）</p> <p>③ 5社（5.3%）</p> <p>④ 6社（6.3%）</p> <p>無回答（「取次先次第」「現在調査中」等）6社（6.3%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①を回答した会社が圧倒的に多数であり、その理由として「顧客へのわかりやすさ及び顧客の利便性の観点」「システム改修を国内上場株式等のT+2化と同時に対応したいため」を挙げる会社が多かった。</li> <li>・②を回答した会社においては、「米国は取引量が多く極めて大きいインパクトがあり、②以外では現地残と国内預り残の相違に伴うポジション管理等がより煩雑になる。特に分別と権利処理には相応の事務的負担とリスクを伴い追加的リソースも必要。また、②以外の日程では現地決済日と国内決済日のズレが長くなり、立替金・分別積立金の負担も大きい。」との理由を挙げていた。</li> <li>・④と回答した会社は、「いずれのタイミングでも対応可能」との回答が多かった。</li> <li>・③の具体的な時期や理由として、以下が挙げられた。</li> <li>・国内上場株式でのT+2施行後の事務処理等の状況をケーススタディとして把握後の施行が望ましい。</li> <li>・国内株式のT+2への対応を優先させ、可能であればその過程で開発したシステムを外国株式にも流用したい。また、外国株式の受渡はすでに現地と国内とで差異が発生している国もあるため、急いで短縮化をする必要はないと考える</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内株 T+2 化の開発がそのボリューム・リスクともに本件を上回ると思われ、国内株実施前に本件実施とした場合、開発スケジュールは両者雁行とならざるを得ず、これを回避すべきと考える</li> <li>・国内上場株式 T+2 化実施の 1 年後（2020/5/1）が妥当</li> </ul>
Q 4	<p><b>【実施時期について②】</b></p> <p>外国証券の T + 2 化実施時期の決定（外国証券規則、外証約款の改正及びこれらの改正施行日の決定）は、以下の①～⑥のいずれが適切と考えますか。</p> <p>上記 Q 2 及び 3 で回答した適切と考える実施時期、システム対応、事務フローの変更等を踏まえ、具体的な時期を理由とあわせて御回答ください。</p> <p>選択肢：</p> <p>① 2016 年 12 月まで</p> <p>② 2017 年 6 月まで</p> <p>③ 2017 年 12 月まで</p> <p>④ 2018 年 6 月まで</p> <p>⑤ 2018 年 12 月まで</p> <p>⑥ 2018 年 12 月より後（具体的な時期を記載してください。）</p>	<p>①18 社（18.9%）</p> <p>②16 社（16.8%）（①～②の累計 35.7%）</p> <p>③18 社（18.9%）（①～③の累計 54.6%）</p> <p>④20 社（21.1%）（①～④の累計 75.7%）</p> <p>⑤10 社（10.5%）（①～⑤の累計 86.2%）</p> <p>⑥ 4 社（4.2%）</p> <p>無回答（「取次先次第」「現在調査中」等） 9 社（9.5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・④を回答した会社が最多となっているが、このうち Q 3 において①を挙げた会社が 17 社あったことから、準備に 1 年程度を要するという傾向であった（残り 3 社の Q 3 回答は③）。</li> <li>・続いて①と③が同数となっているが、理由として「システム対応等を鑑みると、出来るだけ早い段階で方向性が明確になる事により、システム開発等にも着手できる」ためを挙げる会社が多かった。</li> <li>・⑥の具体的時期や理由として、以下が挙げられた。</li> <li>・国内上場株式等の T+2 化施行後の事務フローの対応をケーススタディとして、外国証券特有の時差、決済方法の差異も鑑みた上で、外国証券に関しての T+2 の実施時期の決定を 2019 年 5 月の連休明けに行うのが望ましいと考えます。</li> </ul>
Q 5	<p><b>【その他】</b></p> <p>その他、外国証券の T + 2 化に関し、検討すべ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄せられた主な意見は以下のとおりである。</li> <li>・米国、欧州、アジア主要国と受渡サイクルが違うと資金負担等が発生し、事務が</li> </ul>

<p>き事項等、御意見がございましたら、御記入ください。</p>	<p>煩雑になるので、変更するのであれば、そのサイクルと実施時期に関してできる限り各国足並みを揃えるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨を保有せず外国証券の売買の都度、兌換を行う業務フローを採用している為、T+2化によって、外貨の手当てが間に合わない可能性がある。</li> <li>・「約定日から起算して3営業日とする」との記載に変更を行うと、現地決済期間がT+0、T+2やT+3等の場合と異なるため、「外国証券の取引に関する規則」への記載は、現地決済期間と平仄が合う記載にするようご検討をお願いいたします。</li> <li>・本件に限らず、昨今の制度変更・導入（NISA、マイナンバー、金融所得課税一体化、取引所システム変更等）による金銭的負担（システム改修費等）や事務負担が大きく増加する一方、それらの導入による収益面での効果は限定的である。投資家の利便性向上は重要課題であるが、各会員（特に中小証券）の負担、負荷についても一定の配慮の上、ご検討頂きたい。</li> <li>・現地受渡がT+3の市場（中国、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン等）についても国内T+2で問題はないか。</li> <li>・現在、「外国証券の取引に関する規則」や「外証約款」において、原則となる受渡期日が規定されているが、具体的な日付の規定は廃止することを検討してはどうか（受渡期日に関する条項を設ける旨の記述のみ残し、各社ニーズに合わせて日付を個別に決めて良いとする）。</li> <li>・外国取引に関して外国証券規則及び外証約款には、顧客との間で別途取り決める場合を除きT+3とするとの記載が有ります。即ち、原則をT+3からT+2に変更するだけで有れば、実際は現状と変わらないことから、その改定実施時期について特に希望することは無い。</li> </ul>
----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1. 規定の適用関係について (現在の規則も、T+3 に縛られるものではありませんが) 一律適用される規定とならないようご配慮いただきたいと思います。</li><li>2. 影響・課題について 具体的な手続き方法等については個社の事情で異なることは認識しておりますが、影響・課題について洗出した上でマーケット参加者間で共有することは、日本のマーケット全体および各社での整理に有効となるものと思われます。</li><li>・ 国債 T+1 化、株式 T+2 化と商品毎に検討されている中で外国証券が加わると混乱することも想定されるため、決済期間短縮化 PJ として商品間を横断的に企画していただけるよう検討をお願いします。</li><li>・ 現地連休における決済の取り扱い (為替の調達等)</li><li>・ 例外規定についても検討いただきたい。</li></ul>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上

# 資料 1 - 2

外国証券の決済期間の短縮化（T+2化）に係る今後の検討スケジュール（案）

平成 28 年 9 月 1 日

	項目	日程	備考
1	本日の議論を踏まえた意見照会（規則改正案等）	～9月9日頃	
2	金融庁へ規則改正案等について説明	9月下旬頃	金融庁への説明の結果については、適宜WGへご報告いたします。
3	公社債分科会において、「外国証券の取引に関する規則の一部改正に関するパブリック・コメントの募集」について審議	10月上旬頃	
4	自主規制会議において、「外国証券の取引に関する規則の一部改正に関するパブリック・コメントの募集」について審議	10月18日	
5	パブリック・コメントの募集（30日間）	10月19日～11月17日	パブリック・コメントで意見が寄せられた場合の対応については、適宜WGへご相談させていただきます（なお、この場合は項番6以下の日程が後ズレする可能性があります）。
6	公社債分科会において、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について審議	12月上旬頃	
7	自主規制会議において、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について審議	12月20日	
8	自主規制会議の了承後、規則の一部改正について協会員通知の発出及びHPの公表。あわせて、約款改正についても通知発出。	同上	

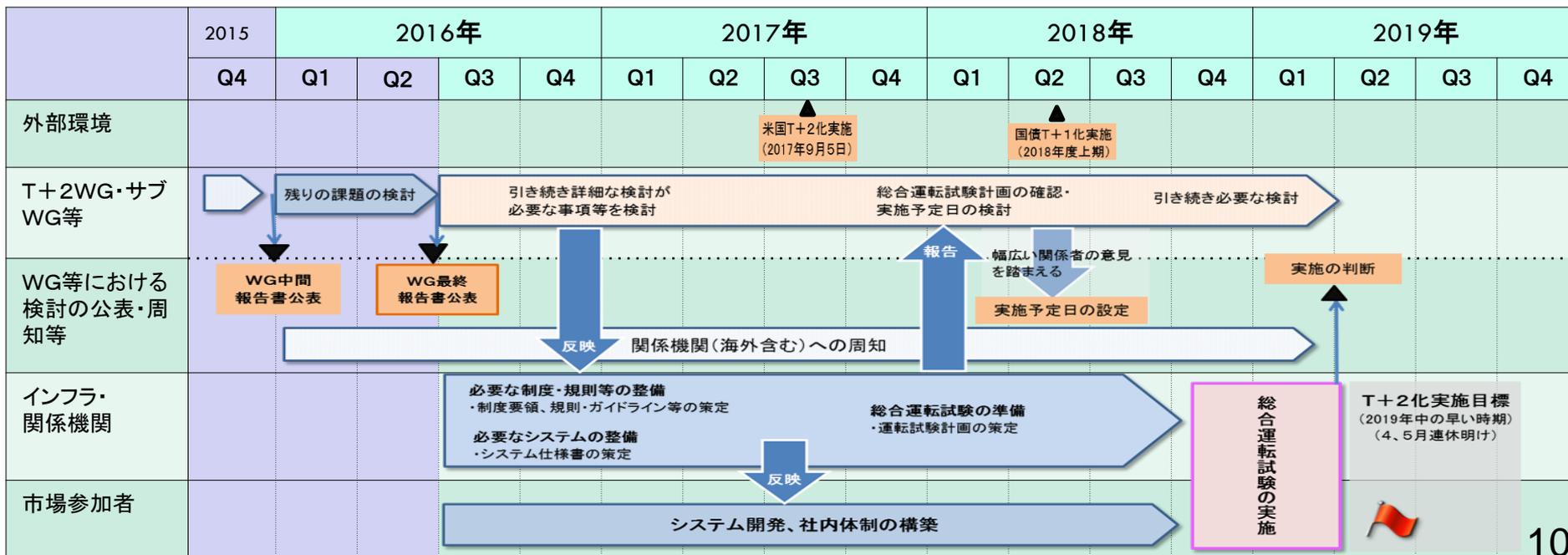
以上

# Ⅲ. 株式等のT+2化の実施目標時期等について

「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG最終報告書の概要」(株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG)より抜粋

## 今後のスケジュール・イメージ

- WG最終報告書の公表後、本WG、サブWG及び実務検討会では引き続き検討するとされた事項について検討を進める。
- 上記の詳細な検討と同時並行して、最終報告書公表を受け、各市場関係者では以下の準備を進める。
  - 市場インフラ・関係機関においては、最終報告書や上記の検討結果を踏まえ、変更が発生するシステムの仕様、必要な規則・ガイドラインの策定を行う。
  - 各市場参加者は必要な社内体制・システムの構築準備に着手する。
  - 市場インフラ機関では市場参加者との総合運転試験の実施に向けた準備を進め、試験計画案をWGに報告し、WGにおいて実施計画案について確認を行う。
  - WGで確認された実施計画に基づき、市場関係者において総合運転試験を実施する。試験結果を踏まえてT+2化の実施予定日における実施の可否を判断する。



## 協会規則等関連条文（抜粋）

### 外国証券の取引に関する規則

#### （契約の締結）

第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合（募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。）には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。

2 協会員は、前項の規定により顧客（私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあつては、特定投資家を除く。）と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受けなければならない。

3～5 ( 省 略 )

6 第 2 項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。

- 1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会員が執行地の取引注文の成立を確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）とすること。
- 2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とすること。

( 以下、省略 )

#### （規則第 3 条第 2 項による外国証券取引口座に関する約款の参考様式）

### 外国証券取引口座約款

#### （受渡日等）

第 14 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

## アジア地域ファンド・パスポートの協力覚書の署名について

本日、オーストラリア、日本、韓国、ニュージーランドの代表者は、アジア地域ファンド・パスポート(ARFP)の協力覚書に署名を行いました。

ARFPは、参加するエコノミーにおける投資家保護を確保しながら、適格な集団投資スキームのクロスボーダーでの販売を促進する、国際的なイニシアティブです。協力覚書は、ARFPの国際的に合意されたルールと協力メカニズムを提示するものとなります。

協力覚書の署名は、6年以上に亘るパスポートの取決めに関する国際交渉の成果であり、オーストラリア、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイが、作業グループにおいて、この枠組を進展させるために、専門的知識による貢献を行ってきました。

協力覚書は、2016年6月30日に発効し、それより前に協力覚書への署名を行った他の全ての適格なエコノミーは、当初からの参加者となります。協力覚書はまた、覚書の発効後であっても、その他の適格なAPECエコノミーがARFPに参加できることを確保しています。

協力覚書は、APECウェブサイトのARFPページに掲載されます。参加エコノミーは、2016年6月30日から18ヶ月以内に国内での取決めの導入を行い、2つの参加エコノミーが、協力覚書に基づく取決めを導入次第、ARFPが開始されることとなります。

関連サイト: APECアジア地域ファンド・パスポートウェブサイト

(<http://fundspassport.apec.org/> )

### お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)

総務企画局総務課国際室国際証券係(内線3156、3157)